

あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業

実 施 方 針

2023 年 5 月

始良市

目次

第1章 用語の定義	1
第2章 共通事項	2
1 事業名.....	2
2 本件施設の名称及び種類.....	2
3 本件施設の管理者.....	2
4 事業目的.....	2
5 本件施設の概要.....	2
6 基本方針.....	3
7 契約.....	3
8 事業期間.....	3
9 運転・維持管理業務の準備.....	4
10 事業期間終了時の措置.....	4
11 業務範囲.....	4
12 事業者の収入.....	4
13 関係法令等の遵守.....	4
第3章 募集及び選定に関する事項	5
1 事業者の募集及び選定方法.....	5
2 募集及び選定の手順.....	5
(1) 募集及び選定スケジュール（予定）.....	5
(2) プロポーザル実施公告（プロポーザル実施要領等の公表）.....	6
3 応募参加資格等.....	6
(1) 提出書類の取扱い.....	6
4 参加資格要件.....	6
(1) 応募者の構成等.....	6
(2) 応募者の参加資格要件.....	7
(3) プロポーザル参加資格の確認.....	8
5 応募者の審査及び事業者の選定.....	8
(1) 審査.....	8
(2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施.....	8
(3) 審査の手順及び方法.....	9
6 事業者決定後の手続き.....	9
第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
1 想定されるサービスの水準・仕様.....	10
2 想定されるリスクの分担.....	10
(1) 基本的な考え方.....	10

(2) 想定されるリスクの分担	10
3 本市による事業の実施状況の監視	10
第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ...	11
1 係争事由に係る基本的な考え方	11
2 管轄裁判所	11
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	12
1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	12
2 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	12
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	12
4 その他	12
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	13
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	13
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	13
第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	14
1 情報提供	14
2 応募に伴う費用負担	14
3 本実施方針に関する担当部署	14

第1章 用語の定義

あいら清掃センター等次期包括民間委託事業の実施方針では、次のように用語を定義する。

本市	：	始良市をいう。
本事業	：	「あいら清掃センター」、「あいら最終処分場」及び「西別府一般廃棄物最終処分場」の運営管理事業をいう。
清掃センター	：	あいら清掃センターを構成する施設で、焼却施設、灰溶融施設、構内道路及び植栽等の敷地内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
あいら処分場	：	あいら最終処分場を構成する施設で、最終処分場、浸出水処理施設、構内道路及び植栽等の敷地内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
西別府処分場	：	西別府一般廃棄物最終処分場を構成する施設で、最終処分場、浸出水処理施設、構内道路及び植栽等の敷地内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
本件施設	：	「あいら清掃センター」、「あいら最終処分場」及び「西別府一般廃棄物最終処分場」の総称をいう。
事業者	：	本市が設置する審査機関から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として本市が決定した応募者で、本市が事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
応募者	：	本事業の公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加する企業をいう。
代表企業	：	プロポーザルにおいて応募者が複数の企業で構成される場合の代表を務める者をいう。
プロポーザル実施要領	：	本事業のプロポーザルに参加する者に対して、本市が事業条件、参加手続き等を説明するための書類をいう。
要求水準書等	：	要求水準書及び本事業のプロポーザル実施公告に際して公表するプロポーザル実施要領、様式集の書類をいう。
事業契約	：	本事業の運営の実施のために、本市と事業者が締結する契約をいう。
維持管理業務	：	本事業のうち、本件施設の維持管理に係る業務をいう。
運転業務	：	本事業のうち、本件施設の運転に係る業務をいう。

第2章 共通事項

1 事業名

あいら清掃センター等次期包括民間委託事業

2 本件施設の名称及び種類

- (1) 名称：あいら清掃センター
種類：可燃ごみ焼却施設
- (2) 名称：あいら最終処分場
種類：一般廃棄物最終処分場
- (3) 名称：西別府一般廃棄物最終処分場
種類：一般廃棄物最終処分場

3 本件施設の管理者

始良市長 湯元 敏浩

4 事業目的

本事業は、本市が所管している本件施設に搬入される一般廃棄物を適正に処理・処分することにより、環境への負荷軽減と保全を図るとともに、本件施設の性能を十分に発揮させ、効果的かつ効率的な運転・維持管理により、本件施設の性能を安定的に維持することを目的とする。

本件施設の運営については、経済性に配慮するとともに、運転・維持管理に関するノウハウを最大に発揮することにより、通常時における安定した運転に加えて、非常時においても迅速な対応が行えるように計画するものとする。

5 本件施設の概要

本件施設の概要は表1に示すとおりである。

表1 本件施設の概要

中間処理施設 (あいら清掃センター)	建築物	建築面積	2,061.75 m ²
		延床面積	3,213.16 m ² (地下水槽類は除く)
		構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地下1階地上4階
		供用開始	平成21年3月
	焼却施設	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
		処理能力	74t/日 (37t/24h×2炉)
		計量設備	トラックスケール (最終処分場と共用)
		受入・供給設備	ピット&クレーン方式
		燃焼ガス冷却方式	水噴射式
		排ガス処理設備	ろ過式集じん設備+有害ガス除去設備+無触媒脱硝設備
		焼却飛灰処理設備	場外処分 (山元還元)
	灰熔融施設	余熱利用設備	燃焼用空気加熱・場内給湯設備
		処理方式	燃料燃焼式 (灯油)
		処理能力	8.5t/日 (8.5t/24h×1基)
		燃焼ガス冷却方式	水噴射式
		熔融飛灰処理設備	場外処分 (山元還元)
	排ガス処理設備	ろ過式集じん器	

最終処分場 (あいら最終処分場)	供用開始	平成 18 年 9 月 (埋立期間：15 年間)
	埋立地	埋立面積：2,100 m ² クローズド型
		埋立方式：セルアンドサンドイッチ方式
		全埋立容量:19,250 m ³
	浸出水処理施設	建築面積：600.14 m ²
		延床面積：975.90 m ² (地下水槽類は除く)
		処理能力：11 m ³ /日
処理方式：凝集沈殿 + 逆浸透膜処理 (脱塩) + 消毒		
最終処分場 (西別府一般廃棄物 最終処分場)	供用開始	昭和 61 年 3 月 (埋立期間：15 年間)
	埋立地	埋立面積：6,800 m ²
		埋立方式：セルアンドサンドイッチ方式
		全埋立容量：34,000 m ³
	浸出水処理施設	建築面積：65.79 m ²
		延床面積：65.79 m ² (地下水槽類は除く)
		調整池 : 600 m ³
処理能力：70 m ³ /日		
	処理方式：回転円板接触法 + 凝集沈殿法 + 消毒	

6 基本方針

事業者は、本事業の実施にあたっては、以下の基本方針を遵守すること。

- (1) 適切な維持管理により本件施設の要求性能を発揮させ、適正に廃棄物の処理を行うこと。
- (2) 環境への負荷軽減を考慮するとともに周辺地域に対して十分な配慮を行うこと。
- (3) 本件施設の安全性・安定性を確保するとともに経済性を考慮し、効率的な運営業務を行うこと。
- (4) 災害時においては、本市と協力して迅速に対応すること。

7 契約

本市は事業者と本事業に係る事業契約を締結する。

8 事業期間

事業者は、本事業を行う期間（以下、「運営期間」という。）にわたって本件施設の運転・維持管理業務を実施する。また、事業者は、本件施設の運転・維持管理業務を現在の運営管理事業委託業者（以下、「現委託業者」という。）から円滑に引き継ぐために必要な準備期間（以下、「事業引継ぎ期間」という。）中に、業務の引継ぎを受けることとする。本事業の事業期間及び事業引継ぎ期間を次に示す。

○事業期間 : 契約締結日～令和 21 年 3 月 31 日【15 年間】 (予定)

○事業引継ぎ期間 : 令和 6 年 1 月 15 日～令和 6 年 3 月 31 日 (予定)

9 運転・維持管理業務の準備

事業者は、事業引継ぎ期間開始までに、事業引継ぎ計画書を提出し、本市に確認を受けるものとする。

10 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間終了時の引渡し条件に基づいて要求水準を満足する状態に保って、本件施設を本市又は次期運営管理事業委託業者に引継ぐものとする。事業期間終了時の措置について、引渡時の詳細条件は、本市と事業者の協議によることとし、協議は運営管理開始13年目から実施することを予定している。

11 業務範囲

事業者の行う運転・維持管理業務の概要は、次のとおりである。詳細については要求水準書に記載する。

- (1) 搬出入管理業務
- (2) 運転管理業務
- (3) 維持管理業務
- (4) 環境管理業務
- (5) 情報管理業務
- (5) 防災・防犯・警備等管理業務
- (6) その他付帯業務

12 事業者の収入

本事業における事業者の収入は本市が支払う委託料とする。委託料は、固定費と変動費で構成する。

13 関係法令等の遵守

本市及び事業者は本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第3章 募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業の事業者決定は、公平性、透明性の確保の観点から、審査機関を設けプロポーザル方式により行う。

なお、応募者が本事業のプロポーザル実施公告に際して提示するプロポーザル実施要領等に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が技術的観点等から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、事業者を決定する。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは次のとおり予定している。

表2 事業スケジュール（予定）

内容	日程
① 実施方針及の公表	令和5年4月7日
② 実施方針に関する質問・意見の受付期間	令和5年4月7日～4月21日
③ 上記②への回答	令和5年4月28日
④ プロポーザル実施公告及びプロポーザル実施要領等の公表	令和5年6月5日
⑤ プロポーザル実施要領等に関する質問の受付期限	令和5年6月12日
⑥ 上記⑤への回答	令和5年6月19日
⑦ プロポーザル参加資格審査申請書類受付期限	令和5年6月26日
⑧ プロポーザル参加資格審査結果の通知	令和5年6月30日
⑨ 現場確認申込受付期限	令和5年7月7日
⑩ 現場確認期間	令和5年7月11日～7月14日
⑪ 要求水準書及び現場確認等に関する質問の受付期限	令和5年7月18日
⑫ 上記⑪への回答	令和5年7月28日
⑬ 提案書等プロポーザル書類の受付期限	令和5年9月4日
⑭ プレゼンテーション・ヒアリングの開催	令和5年9月29日
⑮ プロポーザル結果の通知	令和5年10月4日
⑯ 事業契約締結	令和5年12月下旬

(2) プロポーザル実施公告（プロポーザル実施要領等の公表）

プロポーザル実施公告は、令和5年6月5日に行い、併せてプロポーザル実施要領及び要求水準書等を公表する。

3 応募参加資格等

プロポーザル参加資格の確認として、参加表明書及び参加資格の確認資料等の提出を応募者に求める。

提案審査については参考見積書及び運営管理に関する提案に掲げる事項を主な内容として含む事業提案書の提出を求めることとし、詳細については、プロポーザル公告時に示す。

(1) 提出書類の取扱い

ア 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、本市が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、本市はこれを無償で使用することが出来る。

イ 特許等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

ウ 資料の公開

本市は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については本市と各応募者との間で協議する。

4 参加資格要件

応募者は次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

運転・維持管理業務の実施にあたっては、次に規定するものはもとより、本市の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、本市内に本社もしくは支社がある企業を積極的に活用すること。

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、単体企業（以下、「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成される共同企業体（以下、「応募企業体」という。）とする。

イ 応募者は、プロポーザル参加表明申請書提出時に各企業の担う役割を明らかにすること。

ウ 応募企業体は、代表企業と協力企業から構成されるものとする。

エ 応募企業体を構成する場合、構成メンバーの変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

- オ 応募企業体を構成する場合、構成メンバーは、他の応募者の構成メンバーとなることはできない。
- カ 応募企業体を構成する場合、構成メンバーのいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募企業体の構成メンバーとなることは認めない。
なお、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。
- (ア) 資本関係がある場合
以下の a 又は b のいずれかに該当する二者の場合。
a 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係がある場合
以下の a 又は b のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員及びその他全ての役員を指す。
a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
b 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他事業者の決定の適正さが阻害されると認められる（(ア)、(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる等）場合
- キ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 令和 4・5 年度入札参加資格審査申請書を本市に提出している者であること。
- ウ 本事業の公告日から事業者の選定が終了するまでの期間において、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領（平成 22 年始良市訓令第 56 号）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- エ 始良市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 33 号）及び始良市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 27 年告示第 570 号）に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者
- ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前

の破産法(大正 11 年法律第 71 号)第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。)がなされていない者

ケ 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のない者
・運営委託アドバイザー業務受託者：株式会社東和テクノロジー

コ 地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する地方公共団体を構成員とする一部事務組合及び広域連合を含む）が発注したバーナー式灰溶融炉を併設している全連続燃焼式焼却施設及び最終処分場を対象とした運転・維持管理等事業の受託実績を元請として有していること。

なお、受託実績は同一施設で平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間で、連続して 2 年以上を有すること。

サ 地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する地方公共団体を構成員とする一部事務組合及び広域連合を含む）が発注した焼却施設の基幹的設備改良工事の受託実績を元請として有していること。

シ 本件施設の運転・維持管理にあたり、責務を達成するために必要な資格者を配置できる者であること。

(3) プロポーザル参加資格の確認

ア プロポーザル参加資格確認基準日はプロポーザル参加表明書提出期限日とする。

イ 事業者決定日までの間に応募者の構成企業のいずれかが参加資格要件を欠いた場合、当該応募者を審査対象から除外する。

ウ 事業者決定日の翌日から事業契約の締結日までの間に事業者の構成企業のいずれかが参加資格要件を欠いた場合は事業者決定を取り消す。この場合において、本市は、事業者決定を取り消したものに対して一切の費用負担を負わないものとする。

5 応募者の審査及び事業者の選定

以下の選定方法に従い、事業者を選定する。

(1) 審査

応募者の事業提案書の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本市が設置する「(仮称) あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において実施する。

本実施方針の公表から事業者の決定に関する公表までの期間に、本事業について審査に係る職員等に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

ア 実施予定 令和 5 年 9 月 29 日(場所・時間等については後日通知する。)

イ 選定委員会でのプレゼンテーション。ヒアリングは公開するが、審査及び採点は非公開とする。

ウ プレゼンテーション・ヒアリングの要領

(ア) プレゼンテーションは、参加者が提出した提案書等（拡大したものまたはプロジェクター等を使用した拡大映像の使用も可）のみを使用し、新たな資料の提示は認めないものとする。

(イ) プレゼンテーションの持ち時間は 30 分以内とし、その後に選定委員会委員からのヒアリング（質疑等）を 15 分程度行う予定とする。

(ウ) このほか、プレゼンテーション・ヒアリングに関する詳細については、別途、「プロポーザル実施要領」に示す。

(3) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加表明書等について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

イ 事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査項目及び審査基準に従って、選定委員会において事業提案書類の審査をプレゼンテーション・ヒアリングにより行い、優秀提案を選定する。

ウ 審査結果

審査の結果については各応募者へ通知するほか、結果の概要及び審査講評を本市ホームページに掲載し公表する。公表に当たっては、1位の事業候補者は事業者名と得点、それ以外の応募者は事業者名を匿名化したうえで得点のみを公表する。

なお、審査結果に対する審査請求は受け付けない。

6 事業者決定後の手続き

本市と事業者は事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は要求水準書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本件施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、本事業を行うものとする。

2 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。本事業に伴うリスクは原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本事業において、予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、要求水準書等に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

3 本市による事業の実施状況の監視

本市は本事業におけるすべての業務について監視を行う。監視の方法及び内容等については要求水準書等に定める。

また、事業者の提供するサービスが十分に達せられない場合、本市は事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は協議するものとし、協議が整わない場合は法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従うものとする。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、鹿児島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者が実施する本事業の内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わない場合、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点で、本市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合には、適切な措置を行うことができるように努める。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本市は、事業者に対する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 情報提供

情報提供は適宜、本市のホームページで行う。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用はすべて応募者の負担とする。

3 本実施方針に関する担当部署

始良市役所 市民生活部 生活環境課 施設管理係（始良クリーンセンター1階）

〒899-5241 鹿児島県始良市加治木町木田 5348-26

（E-mail）s-kanri@city.aira.lg.jp

実施方針添付資料-1 本事業の対象となる施設



実施方針添付資料-2 業務範囲分担表

表 業務分担表 (1/2)

番号	業務項目	本市	事業者	業務内容
1	搬入・搬出管理業務			
(1)	受付管理		○	・計量時における収集車、登録事業者、その他搬出入車両の記録・確認・管理
(2)	計量管理		○	・搬入出車両の計量、計量記録管理、車両登録・削除
(3)	可燃ごみの収集・搬入	○		・可燃ごみの収集時の不適物除外、収集、運搬、搬入、ごみピットへの投入、処理不適物の搬出
			○	・ごみピットでの可燃ごみ受入
(4)	搬入出車両の誘導・指導		○	・搬入出車両の誘導・指示 ・不適物に関する監視・指導
(5)	不燃物等の計量・埋立処分場への運搬	○		・不燃物等の積込・搬入
			○	・不燃物等の計量 ・埋立処分場への運搬
(6)	溶融スラグの搬出等※ ¹		○	・搬出・貯留・計量、引き取り業者への引き渡し ・引き取り先確保
(7)	焼却灰の搬出等※ ²		○	・搬出・貯留・計量、引き取り業者への引き渡し ・引き取り先確保
(8)	混合飛灰の搬出等		○	・搬出・貯留 ・山元還元業者への引き渡し（委託料の支払いを含む）
(9)	溶融不適物の搬出等※ ¹		○	・溶融不適物の搬出及び埋立処分場への運搬
(10)	溶融メタルの搬出等※ ¹		○	・引き取り先との契約事務
			○	・溶融メタル・炉底メタルの搬出・貯留
(11)	ごみ処理手数料徴収等		○	・ごみ処理手数料の徴収及び納入
		○		・出納管理
2	運営管理業務関係			
(1)	施設の運転（適正処理）		○	・要求水準書・委託契約書・関係法令・環境保全基準を遵守したごみ処理施設の運転
(2)	焼却不適物等の埋立		○	・不適物残渣、焼却灰不適物等の埋立処分（敷きならし・覆土）
(3)	覆土		○	・覆土用資材の調達・搬入
			○	・覆土作業及び残量の記録・報告
3	維持管理関連業務			
(1)	施設の機能・性能・能力維持		○	・施設の基本性能を事業期間中維持
(2)	点検・検査・補修		○	・点検・検査・補修計画作成、実施
(3)	法定点検・検査業務		○	・法定点検・検査の計画立案・実施 ・第三者機関による精密機能検査受検

※1 令和7年度まで実施

※2 令和8年度より実施

表 業務分担表 (2/2)

番号	業務項目	本市	事業者	業務内容
(4)	燃料・用役の調達・取替・管理		○	・運転に必要な灯油・薬剤等の調達計画・購入・取替・管理
(5)	電力・上水料金等の支払い		○	・電力・水道・ガス・電話料金(基本料金、従量料金)の支払い及び関連業務
(6)	物品・資材の調達、管理		○	・施設運転に必要な物品・資材の調達、管理
(7)	建屋点検・補修		○	・建屋、建築設備の日常点検(目視) ・建築設備、美粧維持等の補修、更新
		○		・屋根及び外壁の全面更新
(8)	建築設備維持管理		○	・定められた範囲の建築設備の維持管理(建築設備の法定点検受検を含む)
(9)	外構設備の点検、補修		○	・定められた範囲での外構設備の点検、補修
(10)	浸出水処理施設の点検・補修		○	・プラント設備の点検・整備・補修、市への報告
		○		・水槽の修繕
(11)	最終処分場の点検・補修		○	・日常点検、市への報告
		○		・遮水設備、集水設備の補修
		○		・埋立終了後の閉鎖作業
4	環境管理業務関係			
(1)	公害防止基準の遵守		○	・要求水準書に記載された公害防止基準を遵守した運転を行う
(2)	環境保全計画の作成・実施		○	・環境保全計画を作成し、計測、分析を行い、遵守状況を確認する
(3)	作業環境管理基準の遵守		○	・労働安全衛生法等遵守した管理運営を行う
5	情報管理業務			
(1)	帳票類、記録簿及び報告書等の作成、管理・保存		○	・要求水準書に記載された情報管理を行い、本市の求めに応じて報告または提出する。
(2)	実態調査等報告	○		・国、県等への対外的な報告
6	防災管理業務			
(1)	事故発生時の対応		○	・事故発生時には、市・関係官庁へ速やかに連絡し、人身の安全確保を優先する ・施設を安全に停止させ、二次災害を防ぐ
		○	○	復旧、修繕費用及び代替処理にかかる手続は両者協力して行う。費用は、帰責者の負担とする
7	その他関連業務			
(1)	市貸与品等の管理		○	・各居室、トイレ等の付帯設備、車両、備品・工具類は無償で使用できるが、大切に扱うとともに、適切に管理する。

実施方針添付資料-3 リスク分担（案）

本事業のリスク分担については、次のとおりを想定している。詳細は要求水準書において示す。

表 リスク分担表（案）（1/2）

	区分	リスクの内容	負担者		リスクの詳細・備考
			本市	事業者	
基本事項					
(1)	政治リスク	政治・政策変更等による契約変更	○		廃棄物行政の変更等に係る費用増
(2)	制度・法令変更リスク	事業に直接関係する制度・法令の変更	○		本事業に関係する法令、制度、許認可等の変更。
(3)	税制度変更リスク	事業者の利益に係る税制度の変更		○	法人税、法人事業所税等事業者の利益に係る税制度の変更
		上記以外の税制度の変更	○		消費税等に係る税制度の変更
(4)	物価変動リスク	物価変動に係る運営費の増大	○		毎年度運営費の見直しにより運営費の修正を行う
(5)	住民対応リスク	施設稼働に対する住民反対、訴訟問題	○		住民反対運動、訴訟等に伴う管理強化等による操業停止、費用増大
		施設運営に対する住民反対、訴訟問題		○	事業者の帰責事由により住民問題が生じた場合
(6)	第三者賠償リスク	事業者の帰責事由による第三者賠償		○	事業者の帰責事由による騒音・振動・地盤沈下・臭気及び第三者への損害
		上記以外で、市の帰責事由の場合	○		上記を除く、市の帰責事由による第三者への損害
(7)	本事業の中止、延期リスク	供用開始の遅延、債務不履行、事業放棄、破綻	○		市の帰責事由によるもの、市の指示によるもの
				○	事業者の帰責事由によるもの
(8)	デフォルトリスク	市の帰責事由による契約解除	○		契約解除により事業者に生じた損害を賠償（逸失利益を含む）
		事業者の帰責事由による契約解除		○	契約解除により市に生じた損害賠償
(9)	不可抗力リスク	天災、暴動等による事業の変更、中止、延期	○		市、事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由で、暴風雨・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・騒乱・暴動・第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものによる。（保険対象外）
			○	○	上記のうち、保険の対象となる被害

表 リスク分担表（案）（2/2）

	区分	リスクの内容	負担者		リスクの詳細・備考
			本市	事業者	
運営期間					
(1)	計画変更 リスク	市の指示、帰責事由による計画 変更	○		市の指示、帰責事由による業務内容の変更
(2)	供給リスク	計画ごみ量が確保できない等、 受入廃棄物の量の変動	○		変動費により受入廃棄物の量の変動にあわ せて支払いを行う 固定費に影響が生じるような量の変動の場 合、協議により委託費の改定を行う
(3)	搬入処理物 の性状リス ク	受入廃棄物の性状に起因するもの	○		受入廃棄物（汚泥を含む）の性状が計画ご み質と異なる場合の運営費の増大、事故の 発生、運転停止
		処理不適物による施設損傷		○	事業者が受入廃棄物の処理不適物に関して 善管注意義務を怠ったために生じた運営費 の増大、事故の発生、運転停止
(4)	運営費上昇 リスク	市の帰責事由に起因する運営費 の増大	○		市の帰責事由による業務内容・用途の変更 等（含む処理対象物の変更等）に起因する 運営費の増大
		上記及び物価以外の要因による もの		○	上記及び物価以外の事業者の帰責事由による 運営不備に起因する運営費の増大
(5)	性能リスク	業務要求水準不適合（施設の性能・維持確保に関するもの）		○	事業者の帰責事由による施設の運転・用 役・維持管理の不備に起因する性能未達、 運営費の増大
		制度・法令変更等の規制強化による業務要求水準不適合	○		制度・法令変更により、要求水準を上回る 性能が要求される場合の設備改造等
(6)	施設損傷 リスク	不可抗力を除く事故・火災等による施設の損傷		○	事業者の帰責事由による事故・火災等による施設損傷、修繕、代替処理費用等の運営費増大
			○		上記以外による事故・火災等による施設損傷、修繕、代替処理費用等の運営費増大
(7)	事故発生 リスク	施設の運営・維持管理業務での事故発生		○	事業者の帰責事由による事故に関する修復等に係る費用
			○		事業者の帰責事由以外による事故に関する修復等に係る費用
(8)	搬出リスク	場外搬出の停滞、停止、中止が発生した場合	○		貯留・保管場所の確保、輸送、代替処理
(9)	最終処分 リスク	最終処分場の満杯、閉鎖、使用停止	○		隣接最終処分場が使用出来なくなった場合の代替処分、運営費用増大
(10)	環境保全 リスク	環境に影響を及ぼす場合		○	事業者の帰責事由による周辺環境の悪化、環境基準の未達による現状復帰費用
			○		事業者の帰責事由以外による周辺環境の悪化、環境基準の未達による現状復帰費用